【Ⅲ法規】　**表18「都市計画法」の出題法文一覧表**　　※法文の適用法令年月日（平成30年1月1日）：**頁**数は、「平成30年版 建築関係法令集 法令編 （発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計	率	出題問題の傾向分析
				問題番号⇒	21	23	22	22	22	無	無	20	無	20	20	24	26	27	26	24	24	24	26	24	問	%	
①	**目次**	**687**																									
	法4条	690	定義						2					2				2	3	2					5	7.0	1ha以上の土地の区画形質の変更をする場合は、開発行為となる。大規模の修繕は、建築ではないので都道府県知事の許可不要である。
	法5条	691	都市計画区域			2																			1	1.4	2以上の都府県にわたる都市計画区域は、国土交通大臣が関係都府県の意見を聴いて指定する。
	法7条	692	区域区分	5																					1	1.4	市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。
③	法8条	693	地域地区	1,3				3	5																4	5.6	第一種低層住居専用地域の地区計画に定めるものは、建ぺい率・外壁の後退距離・建築物の高さの限度である（良好な住居の環境を保護するため必要な場合）。高度地区は、高さの最高限度・最低限度を定める。特定街区は、容積率、高さの最高限度、壁面の位置を定める。準都市計画区域には、都市計画に高度地区を定めることができる。
	法9条	694	地域地区（高層住居誘導地区、特定街区）	2,4																					2	2.8	高層住居誘導地区は、容積率が40/10又は50/10で定めることができる。特定街区は、市街地の整備改善を図るため容積率、高さの最高限度、壁面の位置を定める。
	法11条	696	都市施設						4																1	1.4	都市計画区域外においても都市施設を定めることができる。
	法12条	697	市街地開発事業		3																				1	1.4	都市計画法による市街地再開発事業は、都市計画法における市街地再開発事業に該当する。
	法12条の5	698	地区計画		5										1,2	1									4	5.6	地区整備計画では、地区計画の目的を達成するため容積率の最低限度、建築面積の最低限度、高さの最低限度を定める。開発整備促進区は、特定大規模建築物の整備による商業その他の利便の増進を図るため一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域、開発整備促進区は第二種住居、準住居、工業地域が定められている（市街化調整区域を除く）。地区計画の道路・公園等の施設を地区施設という。
	法12条の12	701	特定大規模建築物の地区整備計画												3										1	1.4	開発整備促進区では、劇場・店舗・飲食店で特定大規模建築物の区域を定めることができる。
	法13条	701	都市計画基準				3	2													3				3	4.2	都市開発の方針は、市街化区域内にて定める（市街調整区域では定めない）。市街化調整区域では、用途地域は定めないが、地区計画は定めることができる。
	法15条	705	都市計画を定める者						3																1	1.4	文化財保護法の伝統的建造物群保存地区は、市町村が定める。
	法17条	706	都市計画の案の縦覧		1			4																	2	2.8	都市計画の決定では、公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。住民及び利害関係者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出する。
	法21条の2	708	都市計画の決定の提案											1											1	1.4	所定の規模以上の一団の土地の区域の土地所有者等は、都道府県又は市町村に対し都市計画の決定又は変更を提案できる。
	法23条の2	710	都市計画の取扱い																			1			1	1.4	準都市計画区域の一部が都市計画区域に指定されたときは、当該都市計画と重複する区域内に定められた都市計画は、当該都市計画区域について定められたものとみなす。
②	法29条	711	開発行為の許可		2	1,5	5					2,3,5			4	3		3		4		3	1		8	11.3	都市計画区域（市街化地域・市街化調整地域）又は準都市計画区域内で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要であるが、市街化区域で1000㎡未満、市街化調整区域で農林漁業、図書館や公民館や医療施設や社会福祉施設等の公共上必要な施設、非常災害の応急措置の開発行為、都市計画事業の施行、土地区画整理事業、市街地再開発事業、仮設増設10㎡以下の軽易な行為は、不要である。
	法32条	713	公共施設の管理者の同意						1			1					2								3	4.2	開発行為を申請するものは、事前に関係のある公共施設（義務教育施設・電気事業者等）の管理者と協議して同意を得なければならない。
	法33条	713	開発許可の基準											3			3				2				3	4.2	地方公共団体は、条例で敷地面積の最低限度の制限を定めることができる。都道府県知事は、開発行為の申請があった場合に違反がないと判断した時は開発行為を許可しなければならない。
	法34条	716	市街地調整区域												5	4									2	2.8	市街化調整区域内で社会福祉施設の開発行為は、開発許可を受けることができる。
	法35条の2	717	変更の許可																					3	1	1.4	開発許可を受けた開発区域内において、都道府県知事の許可を受ける必要のない軽微な変更は、都道府県知事に届け出なければならない。
	法37条	718	建築制限				4					4		4		2	4	1		3	1				8	11.3	開発許可を受けた土地で公告があるまでは、建設できない（工事用の仮設物は除く）。市街化調整区域が拡張された際に自己の居住に使用する建築物は、開発行為ができる。
	法43条	720	開発許可を受けた土地以外の制限																			4		1	2	2.8	仮設建築物の新築をする場合は、都道府県知事の許可を受ける必要が無い。
	法53条	723	建築の許可					1						5			1		1,2,4	1		2	4	2	10	14.1	都市計画区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築（新築・増築）するものは、都道府県知事等の許可を受けなければならない（2以下の地階を有しない木造の改築等の軽易な行為、非常災害の応急措置、修繕を除く）。
	法58条の2	725	建築等の届出		4																4			4	3	4.2	地区整備計画の定められている地区計画の区域内で建築する者は、着手30日前までに所定の事項を市町村長へ届け出なければならない。
	令19条	747	開発行為の規模																				2		1	1.4	市街化区域内の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のものは、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	令29条の5	755	公益上必要な建築物																				3		1	1.4	公益上必要な建築物（病院）の開発行為は、都道府県知事の許可を受けることができる。
	宅地造成等規正法8条	985	宅地造成工事の許可（盛土）															4							1	1.4	宅地造成工事規制区域内で1mを超える崖の盛土は、都道府県知事の許可必要である。
	合　計																								71	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。